

## 回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第21号	令和6年2月5日	伊予市役所	産業建設部 土木管理課 総務部 財政課
題 目(テーマ): 灘町地区公有地への駐車について			
提 案 理 由(要旨)			
<p>伊予市灘町の公有地であろう場所に、同じ車両が駐車しています。</p> <p>場所は、1か所目が安広ポンプ場横付近、2か所目が伊予港内港の北東にある更地で1か所目は川の上であり、2か所目は港関係と思われます。</p> <p>常時駐車していることに問題はないのですか。誰でも駐車可能なのですか。</p> <p>違法駐車の場合は早期の対応をお願いします。</p> <p>住民で料金を払い駐車場を借りている方々へ納得のいく対応をお願いします。</p>			
回 答 内 容			
<p>この度は、「灘町地区公有地への駐車について」情報提供をお寄せくださりまして、ありがとうございます。</p> <p>1か所目につきましては、市管理河川上の土地です。</p> <p>2か所目につきましては、市有地で、漁業者等が船を出す場合などに一時的に停める駐車場となっています。</p> <p>双方共に常時駐車するための場所ではなく、違法駐車となりますので、所有者を調べて対応いたします。</p> <p>今後とも市管理地の適正管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>			